

検定試験の自己評価シート

自己評価実施日：令和4年3月7日

検定事業者名：一般財団法人日本地図センター、公益財団法人国土地理協会

検定試験名：地図地理検定

【4段階評価の目安】

A：達成されている B：ほぼ達成されている C：やや不十分である D：不十分で、改善すべき点が多い

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
I 検定試験の実施主体に関する事項	【評価の視点】 検定試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財務基盤を有するとともに、受検者や活用者(学校・企業等)への適切な情報公開と個人情報の保護がなされていること。また、実施主体自身が、PDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していく組織となっていること。				
	①組織・財務	1	《検定試験の目的》 ○検定試験の目的が明確であるか。	本検定は、地図や地理の知識を豊かにし、地図を楽しく読み・使う力を養うことを目的としている。	A
		2	《検定事業の実施に関する組織体制》 ○検定試験の目的を達成するための組織として、検定事業実施体制(役職員体制、事務処理体制、危機管理体制、内部チェック体制等)が適切に構成されているか。	一般財団法人日本地図センターは、昭和47年2月に財団法人として設立されて以来、地図等の普及啓発に関する事業を継続的、安定的に実施しており、現在、常勤役員3名、常勤職員約40名を擁している。また、公益財団法人国土地理協会は、昭和26年4月に東京都の認可法人として設立されて以来、地域社会の特性、伝統文化の表現である地理・地名・地図等について調査研究を行うとともに、これらの情報・資料の提供しており、現在、役職員は35名を擁している。地図地理検定は、この二つの法人の共同開催事業としておこなっている。本検定は、一般財団法人日本地図センターの地図研究所内に「地図地理検定事務局」を設置し、検定の運営・企画に関わる業務を実施している。また、外部専門家による地図地理検定委員会を構成し、定期的に出題および運営・企画に関わる会議を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 検定事業実施体制 <input checked="" type="checkbox"/> 役職員体制 <input checked="" type="checkbox"/> 事務処理体制 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理体制 <input checked="" type="checkbox"/> 内部チェック体制 <input checked="" type="checkbox"/> その他()	A
		3	《検定実施主体の財務経理情報の備え置き》 ○実施主体の財務経理情報を備えているか(検定試験を継続して実施している場合には、複数年分の財務経理情報を備えているか)。	<input checked="" type="checkbox"/> 備えている(ウェブサイトで財団としての財務経理情報を公開している。) <input type="checkbox"/> 備えていない	A

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
I 検定試験の実施主体に関する事項	① 組織・財務	4	<p>《検定実施主体の財務経理の監査》 ○財務経理に関して、定期的、または、適宜監査を受けているか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>受けている(□内部監査、<input checked="" type="checkbox"/>外部監査、□その他) (定期的に公認会計士による会計監査を受けている)</p> <p>□受けていない(理由:)</p>	A
		5	<p>《検定事業以外の事業との区分》 ○検定事業とその他の事業の財務経理の区分が明確であるか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>区分が明確である。 □区分を行っていない、又は、区分が明確でない。 □その他の事業を行っていない。</p>	A
		6	○その他の特記事項等。		
	② 情報公開、個人情報	7	<p>《検定試験に関する情報公開》 ○受検者や活用者(学校・企業等)に対して、インターネット等を活用して、検定試験の実施主体に関する事項や、検定試験に関する情報が公開されているか。</p>	<p>検定試験に関する情報はウェブサイトやパンフレットを用いて受検者に情報公開している。また地図地理検定事務局を置き、電話および電子メールによる問い合わせを可能としている。 検定ページ: https://www.jmc.or.jp/keihatsu-kyouiku/chizuken/ TEL: 03-3485-5417 メール: ken2@jmc.or.jp</p>	A
		8	<p>《個人情報保護》 ○受検者の個人情報保護に関する方針やマニュアル等が整備されるなど、個人情報保護が徹底されているか。</p>	<p>個人情報保護に関する方針・規程等を定めている。またその内容をウェブサイトで公表している。サーバーの運用・保守管理については、専門の外部業者に委託している。</p>	A
		9	○その他の特記事項等。		

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題・改善の方向性等
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
I 検定試験の実施主体に関する事項	③ 事業の改善に向けた取組	10	《質の向上に向けた取組》 ○目標(Plan)－実行(Do)－評価(Check)－改善(Action)というPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に検定試験の運営等を改善するとともに、自己評価シート等が公表されているか。	実施スケジュールや問題の難易度について第三者委員会である地図地理検定委員会に諮り、改善に努めている。自己評価シートを公開している。	A
		11	《内容・手段等の見直しの体制》 ○知識・技術の発展や社会環境の変化に応じて、内容や手段等を常時見直す体制となっているか。	知識・技術の発展や法令の変更など、社会環境の変化に応じて、地図地理検定委員会の監督指導を受けつつ出題内容の見直しを行っている。高等学校での「地理総合」「地理探究」導入を受けて、出題分野を学習指導要領に沿った教育的な内容へと見直した。	A
		12	○その他の特記事項等。		
【評価の視点】 適正かつ公正で透明性の高い検定試験の実施体制を有するとともに、受検手続を明確にした上で目的や内容、規模等に応じた適切な取組を行っていること。					
II 検定試験の実施に関する事項	① 受検手続等	13	《検定試験の概要》 ○検定試験の目的に沿って、測る知識・技能、領域(分野)、対象層(受検資格等)、試験範囲、水準等が級ごとに明確になっているか。	難易度を「一般」と「専門」とに分けて実施している。第37回地図地理検定より、「一般」を「基礎」に名称変更。	A
		14	《受検資格》 【受検資格を制限する試験の場合】 ○年齢や事前の講座受講の有無等によって受検資格が制限されている場合には、その合理的な理由が示されているか。		
		15	《受検手続・スケジュール等》 ○試験の実施規則・要項等において、受検手続・スケジュールが適切に定められるとともに、常時、見直しを行っているか。	受検手続は郵便振込による申込のほか、インターネットによる申込にも対応し手続きの利便性の向上に努めている。受検手続およびスケジュールはウェブサイトやパンフレットに案内を掲示し周知を図っている。試験は6月と11月に固定することでスケジュールの定着を図っている。ただし、他の検定試験と日程が重複しないよう日時を検討している。	A
		16	《問い合わせ先の設置》 ○受検者からの手続等に関する問い合わせ、試験後の問い合わせ先が設置され適切に公開されているか。	問い合わせ窓口を地図地理検定事務局に設置し、メールまたは電話で応じている。問い合わせ先はウェブサイトやパンフレットに掲載している。 <input checked="" type="checkbox"/> 受検手続に関する問い合わせ窓口 <input checked="" type="checkbox"/> 試験後の疑義申し立てなどの対応窓口 各種問い合わせは下記の窓口に一括している 電 話：03-3485-5417 メール：ken2@jmc.or.jp	A

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題・改善の方向性等
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
Ⅱ 検定試験の実施に関する事項	① 受検手続等	17	《受検料》 ○受検料の適正性・妥当性について点検・検証されているか。	受検者の継続的な学びの支援を目的とすることから、受検者の負担にならないよう一般水準よりも低い料金を設定している。	A
		18	《障害者への配慮》 ○障害者が受検する場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮が行われているか。	受検会場の選定において、バリアフリー環境の有無などを考慮している。受検者からの申し出に応じて、座席の配慮や保護者、介助者の同伴などの対応を行っている。	A
		19	《多くの受検者が簡便・公平に受検できるための配慮》 ○より多くの受検者が、簡便、かつ、公平に受検できるような配慮が行われているか。	インターネットや郵便振替、現金書留など複数の出願方法を採用している。学生割引やリピーター割引など、受検者に応じた受検制度を設けている。受検者の利便性を考慮し、試験は全国の7都市に会場を設け実施している。また、一定の人数を超える団体であれば、受検者が所属する学校や組織で、実施日時を指定(本会場実施前1週間以内)した上で受検できるようにしている。	A
		20	○その他の特記事項等。		
	② 試験実施	21	《作問・審査体制》 ○検定試験の目的、内容、規模等に応じて、検定試験の作問体制・審査体制が適切に構成され、運営されているか。	地図地理検定委員会において各レベルの出題範囲、問題難易度、審査基準、問題形式について審議の上、設計を行っている。論述形式の採点においては採点基準を定め、必ず複数人で採点を行うことにより、採点ミスや評価基準の偏りを防ぐ体制を設けている。	A
		22	《情報の管理体制》 ○検定試験に関する情報管理体制が適切に構成され、情報管理対策(情報管理マニュアルの整備や担当者への研修・注意喚起など)が講じられているか。	問題作成委員を任命し、限定された担当者の中で検定問題を作成している。データを電子的に送付する場合はパスワード付きデータで授受し、印刷時に問題が漏れないように印刷会社との間で秘密保持契約を結んでいる。答案用紙等の受検者の個人情報が含まれる資料は、鍵付きの収納棚で管理している。	A
		23	《各試験会場を総括する責任者の配置》 ○各試験会場を総括する責任者が配置されているか。	各試験会場に地図センター理事長が任命した監督者を配置し、本部に統括責任者を配置している。	A
		24	《試験監督業務についての共通理解》 ○試験監督業務のマニュアルが定められ、試験実施会場・機関に事前に配付されており、試験監督者等の共通理解が図られているか。	検定監督業務マニュアルを事前に監督者全員に配布し、疑問点の解消を図っている。監督者には複数年の経験のある者を配置するように努めている。	A
		25 該	《学校等が試験を実施する会場を設けている場合の公平性の確保》 【検定実施団体自らが試験を実施する会場とは別に、学校や民間教育施設等が試験を実施する会場を設けている場合】 ○検定実施団体自らが試験を実施する会場と同等の公平性が確保されているか。	団体受検として学校や企業等で受検する場合も、監督者を任命(受検者以外)している。監督者には、あらかじめ実施に伴い公平を期すための書類に署名を求めている。受検者の人数が多い場合は、本部より監督者を派遣している。	A

以前の団体受検の実施日は、本会場と同日同時刻の実施のみだった。36回の検定では、本会場実施前1週間以内に各団体が設定可能とした。

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等	
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価		
Ⅱ 検定試験の実施に関する事項	② 試験実施	26	《受検者の本人確認》 ○受検者の本人確認は、顔写真を添付した受検票の用意や身分証による照合など、本人確認が確実に行われるよう講じられているか。	受検者情報をもとに本人確認を行っている。学生については、学生証等による照合を行っている。	B	学生割引対象者以外は、本人確認を行っていないので身分証による照合などの本人確認を行うなど改善の余地あり。
		27	《不正行為等への対応策》 ○受検者の不正行為・迷惑行為防止に関する適切な対応策が講じられるとともに、対応マニュアルが作成され、職員や試験監督者等の共通理解が図られているか。	不正行為・迷惑行為について、検定前に受検者に対し説明し、注意喚起を促している。検定中は監督員が会場内を巡回し監視を続けている。不正行為・迷惑行為の疑義があった場合は、監督者マニュアルに従い対応する。	A	
		28	《天災等のトラブルへの対応》 ○試験当日、天災や交通機関の遅延等があった場合には、試験開始時刻の変更や再受検の容認など、受検機会の確保について配慮されているか。	試験当日の天災及び交通機関等のトラブルが生じた場合は、当日運営本部と連携し、状況に応じて試験開始時刻の変更や中止、延期の対応を行う。	A	
		29	○その他の特記事項等。			
	③ 学校の単位認定や入試等に活用される検定試験	30 該	《受検機会の確保》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 ○受検機会の設定に関して児童生徒等が不利益を被らないように、配慮がなされているか。			
		31 該	《検定試験と学習指導要領との関係》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 ○当該検定試験と学校教育との関係性(学習指導要領に基づく学校における学習との関連等)が明確に示されているか。			
		32 該	《試験結果の公平性・安定性》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 ○年度ごとや、年間の回ごとでの試験結果が互いに比較可能となるよう検証されているか。			
33 該		○その他の特記事項等。				

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等	
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価		
Ⅱ 検定試験の実施に関する事項	④ コンピューターを使って行う検定試験	34 該	《コンピューターを使う場合の本人確認》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○IDとパスワード等で本人確認が行われているか。			
		35 該	《コンピューターの使いやすさ》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○テスト画面や操作方法が受検者にわかり易くなっているか。			
		36 該	《コンピューターの安定性の確保》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○システムの冗長化、バックアップリカバリー等、試験が安定的に運用される体制を取っているか。			
		37 該	○その他の特記事項等。			
Ⅲ 検定試験の試験問題に関する事項	【評価の視点】 検定試験の目的や内容が明確であり、知識・技能を測る手法や審査・採点の基準等が適切であること。					
	① 測定内容・問題項目	38	《検定試験の設計》 ○検定試験の目的に沿って、適切に知識・技能を測れるよう、設計が行われているか。	地図地理検定では一般(37回より基礎と名称変更)と専門の2段階のレベルを設け、各レベルごとに地図地理検定委員会における審議の下、問題形式、出題範囲について検討し設計を行っている。問題の出題範囲は概ね文部科学省の定める学習指導要領を参考とし、とくに一般では地図や地理の学習の指針となるよう設計している。	A	第37回より「一般」は「基礎」に名称変更
		39	《試験問題と測る知識・技能の関係》 ○検定試験の設計に従って、各問題項目がつくられているか。	問題作成委員は、38に示した設計基準に基づいて問題案を作成する。問題案は、地図地理検定委員会において設計基準と合致しているかを検証し、適正と判断されたもののみを採用している。	A	
		40	○その他の特記事項等。	試験問題の採択は、第三者委員会である地図地理検定委員会における審議される。	A	

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題・改善の方向性等
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
Ⅲ 検定試験の試験問題に関する事項	② 審査・採点	41	《審査・採点基準の明確さ・適切さ》 ○審査・採点の基準が明確に定められており、また、これが当該検定試験の設計と合致しているか。	一般(次回検定から基礎に名称変更)はマークシートによる択一形式を採用している。合格基準は100点満点中60点と定めている。専門は択一および記述形式を採用している。成績上位者から一定の比率で1～3級を認定している。また、100点満点中96点以上の得点をあげた受験者には地図地理力博士を認定している。配点や合格基準は検定のホームページで公開している。	A
		42 該	《主観的な評価における採点の公平性の確保》 【面接・論文・実技等の主観的評価の場合】 ○面接・論文・実技等の主観的評価について、マニュアルの周知やトレーニングの実施により採点基準についての共通理解が確保され、公平な採点がなされているか。		
		43	○その他の特記事項等。		
	③ 試験結果に基づく試験の改善	44	《試験結果に基づく試験の改善》 ○試験結果から得られるデータに基づき、検定試験の問題内容や測定手段、審査・採点基準について検証し継続的な改善を図っているか。	試験結果を集計し、統計解析をもとにテストの信頼性と妥当性を定量的に分析している。統計解析等をもとに、地図地理検定委員会で審議し、その結果を問題作成委員にフィードバックすることで、問題レベルの妥当性、出題範囲の適性などを検証している。	A
		45	○その他の特記事項等。	試験結果に基づき、事務局で作成した改善案は、第三者委員会である地図地理検定委員会によって審議される。	
	④ コンピューター検定試験を使う	46 該	《コンピューターと紙の試験の公平》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○通常の紙による試験と比較可能な結果が得られるような配慮がなされているか。		
		47 該	○その他の特記事項等。		

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
IV 継続的な学習支援・ 検定試験の活用促進	<p>【評価の視点】 検定試験の結果が、学習成果を示す指標として社会に適切に評価され、実際に活用されるため、検定事業者等において活用促進に向けた適切な取組を進めていること。また、受検者の継続的な学習を支援するため、検定事業者において適切な取組を進めていること。</p>				
	48	《検定の結果を証明する書類の発行》 ○検定の結果を証明する合格証や認定証等が発行されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 発行されている(結果表、個人成績表、認定証を発行している) <input type="checkbox"/> 発行していない	A	
	49	《受検者が獲得した知識・技能の明示》 ○受検者が獲得した又は保持している知識・技能の内容を、活用者が一見して判断し得るよう明らかにしているか。	受検者には、獲得できる知識・技能がわかるようにウェブサイト上に明示している。また、認定証には氏名その他、等級等も記載している。	A	
	50	《検定試験と活用先の能力の関係》 ○当該検定試験と企業等や地域等の社会における諸活動との関係性が明確になっているか。	地図地理検定では、基礎での高得点取得者(90点以上)や専門での級認定者には、測量CPD制度のポイントが付与されている。受検者が、測量技術に関する自己研鑽を積み重ねている実績を社会にアピール出来るものとなっている。また、地図地理力1級(地図地理博士、地図地理準博士を含む)は、国土交通省国土地理院における請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格に登録されている。	A	
	51	《受検者の継続的な学習の参考となる情報の提供》 ○受検者に対して、試験の合否だけでなく、領域ごとの成績、合格後の学習の指針など、受検者の継続的な学習の参考になる情報が提供されているか。	設問ごとの正解割合や、自身の解答、受検者の中での順位などが記載された個別の結果シートを受検者全員に提供している。	A	
	52	《試験問題等の公開》 ○過去の試験問題や正答、類似問題等が公開されているか(ただし、試験の性質上、公開することによって、事後の出題に影響が生じるものを除く)。	直近2回の過去問とその解答解説をウェブサイト上で公開している。また、一般の問題に関して、過去問集を販売している。	A	
	53	《活用事例の調査・把握》 ○学校・企業・地域等での検定試験の活用事例を調査・把握しているか。	団体受検を行った学校・企業にアンケート調査をし、活用事例を把握している。	A	
54	○その他の特記事項等。				